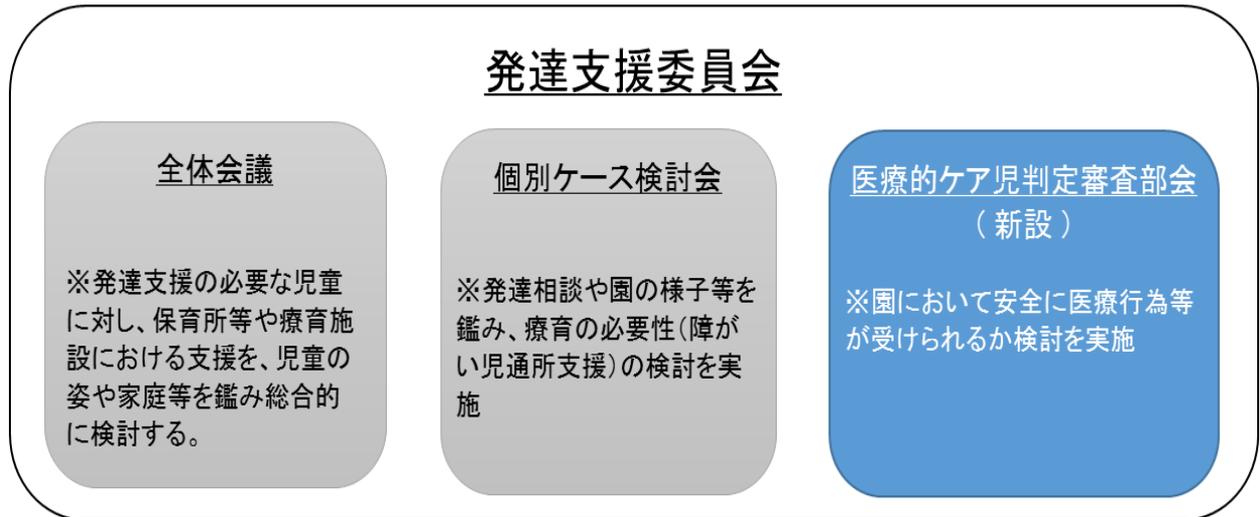


医療的ケア時受け入れ開始に伴う多治見市発達支援委員会設置要綱の一部改正について

1 結論

令和4年4月からの精華小附属愛児幼稚園での医療的ケア児の受け入れに合わせ、「医療的ケア児判定審査部会」（以下「審査部会」といいます。）の機能を発達支援委員会に加えます。併せて、発達支援委員会設置要綱に必要な改正を行うものです。



2 理由・背景

- (1) 入園を希望する医療的ケア児に対し、安全な医療行為や園での保育が可能かを審議する場がない。
- (2) 主治医の意見書等により、より専門的な見地から審査を行う必要があった。

3 主な改正内容

- (1) 全体会、個別ケース検討会で組織される委員会に、審査部会を加えます。今後は、医療的ケア児の協議等は、審査部会にて行うこととします。
- (2) 審査部会では、安全な医療行為と集団保育が可能か審査を行います。
- (3) 審査依頼及び結果通知のための様式を追加します。

4 スケジュール

施行予定	令和3年9月1日
審査部会	令和3年9月上旬